

歯科点数表の解釈（令和4年4月版） 追補

（令和5年1月・社会保険研究所）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和4年12月28日・厚生労働省告示第379号）及び「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和4年12月28日・保医発1228第2号）により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます（令和5年1月適用）。

I 材料価格基準(歯冠修復及び欠損補綴)の材料価格の改正 →486頁

品名	単位	4年4月	4年9月まで	5年1月から
		[4年6月まで]	[4年12月まで]	
001 削除				
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	5,607円 [6,019円]	6,569円 [6,493円]	6,512円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	5,590円 [6,002円]	6,552円 [6,476円]	6,495円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	5,740円 [6,152円]	6,702円 [6,626円]	6,645円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	5,567円 [5,979円]	6,529円 [6,453円]	6,472円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	3,149円 [3,413円]	3,715円 [3,481円]	3,711円
007 削除				
008 削除				
009 削除				
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	3,706円 [3,952円]	4,235円 [4,052円]	4,226円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	143円 [145円]	152円 [145円]	144円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	176円 [178円]	185円 [178円]	177円
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	261円 [265円]	269円 [265円]	同左下
014 削除				
015 削除				

II 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

材料料	4年4月	4年9月まで	5年1月から	材料料	4年4月	4年9月まで	5年1月から
	[4年6月まで]	[4年12月まで]			[4年6月まで]	[4年12月まで]	
M002 支台築造(1歯につき) → 357頁				(2) 小臼歯・前歯			
[1の(1)のみ抜粋]				イ インレー			
1 間接法				a 単純なもの	258点 [279点]	304点 [285点]	304点
(1) メタルコアを用いた場合				b 複雑なもの	512点 [555点]	604点 [566点]	604点
イ 大白歯	76点 [77点]	81点 [77点]	76点	ロ 4分の3冠	633点 [686点]	747点 [700点]	746点
ロ 小臼歯・前歯	47点 [48点]	50点 [48点]	同左下	ハ 5分の4冠	633点 [686点]	747点 [700点]	746点
M010 金属歯冠修復(1個につき) → 364頁				ニ 全部金属冠	794点 [860点]	936点 [877点]	935点
1 14カラット金合金				3 銀合金			
(1) インレー				(1) 大白歯			
複雑なもの	898点 [964点]	1,052点 [1,040点]	1,043点	イ インレー			
(2) 4分の3冠	1,123点 [1,205点]	1,315点 [1,300点]	1,304点	a 単純なもの	22点 [同上]	23点 [同左上]	同左下
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）				b 複雑なもの	38点 [同上]	40点 [同左上]	同左下
(1) 大白歯				ロ 5分の4冠	49点 [50点]	52点 [同左]	同左下
イ インレー				ハ 全部金属冠	61点 [同上]	64点 [同左上]	同左下
a 単純なもの	379点 [410点]	447点 [418点]	446点				
b 複雑なもの	700点 [759点]	826点 [774点]	825点				
ロ 5分の4冠	881点 [955点]	1,039点 [974点]	1,038点				
ハ 全部金属冠	1,108点 [1,201点]	1,308点 [1,225点]	1,306点				

※次頁に続く

材 料 料	4年4月	4年9月 まで	5年1月 から
	[4年6 月まで]	[4年12 月まで]	
(2) 小臼歯・前歯・乳歯			
イ インレー			
a 単純なもの	14点 [同上]	同左下 [同上]	同左下
b 複雑なもの	28点 [29点]	30点 [29点]	28点
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下
ニ 全部金属冠	44点 [45点]	47点 [45点]	同左下
M010-3 接着冠（1歯につき）→366頁			
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）			
(1) 前歯	633点 [686点]	747点 [700点]	746点
(2) 小臼歯	633点 [686点]	747点 [700点]	746点
(3) 大白歯	881点 [955点]	1,039点 [974点]	1,038点
2 銀合金			
(1) 前歯	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下
(2) 小臼歯	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下
(3) 大白歯	49点 [50点]	52点 [50点]	同左下
M010-4 根面被覆（1歯につき）→367頁			
〔1のみ抜粋〕			
1 根面板によるもの			
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）			
イ 大白歯	379点 [410点]	447点 [418点]	446点
ロ 小臼歯・前歯	258点 [279点]	304点 [285点]	304点
(2) 銀合金			
イ 大白歯	22点 [同上]	23点 [22点]	同左下
ロ 小臼歯・前歯	14点 [同上]	14点 [同上]	同左下
M011 レジン前装金属冠（1歯につき）→368頁			
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合			
	988点 [1,071点]	1,166点 [1,092点]	1,165点
2 銀合金を用いた場合			
	98点 [99点]	103点 [99点]	98点
M017 ポンティック（1歯につき）→374頁			
1 铸造ポンティック			
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）			
イ 大白歯	1,276点 [1,383点]	1,505点 [1,411点]	1,504点
ロ 小臼歯	961点 [1,042点]	1,134点 [1,062点]	1,133点
(2) 銀合金			
大白歯・小臼歯	49点 [同上]	51点 [49点]	同左下
2 レジン前装金属ポンティック			
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合			
イ 前歯	767点 [831点]	905点 [848点]	904点
ロ 小臼歯	961点 [1,042点]	1,134点 [1,062点]	1,133点
ハ 大白歯	1,276点 [1,383点]	1,505点 [1,411点]	1,504点
(2) 銀合金を用いた場合			
イ 前歯	62点 [63点]	65点 [63点]	62点
ロ 小臼歯	62点 [63点]	65点 [63点]	62点
ハ 大白歯	62点 [63点]	65点 [63点]	62点

材 料 料	4年4月	4年9月 まで	5年1月 から
	[4年6 月まで]	[4年12 月まで]	
M020 鑄造鉤（1個につき）→381頁			
〔1・2のみ抜粋〕			
1 14カラット金合金			
(1) 双子鉤			
イ 大・小臼歯	1,163点 [1,249点]	1,363点 [1,348点]	1,352点
ロ 犬歯・小臼歯	946点 [1,016点]	1,109点 [1,096点]	1,100点
(2) 二腕鉤（レストつき）			
イ 大白歯	946点 [1,016点]	1,109点 [1,096点]	1,100点
ロ 犬歯・小臼歯	727点 [780点]	852点 [842点]	844点
ハ 前歯（切歯）	560点 [601点]	656点 [648点]	650点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）			
(1) 双子鉤			
イ 大・小臼歯	1,020点 [1,106点]	1,204点 [1,128点]	1,202点
ロ 犬歯・小臼歯	798点 [865点]	941点 [882点]	940点
(2) 二腕鉤（レストつき）			
イ 大白歯	700点 [759点]	826点 [774点]	825点
ロ 犬歯・小臼歯	609点 [660点]	718点 [673点]	718点
ハ 前歯（切歯）	565点 [612点]	666点 [624点]	666点
M021 線鉤（1個につき）→382頁			
〔2のみ抜粋〕			
2 14カラット金合金			
(1) 双子鉤			
	559点 [599点]	652点 [645点]	647点
(2) 二腕鉤（レストつき）			
	432点 [463点]	504点 [498点]	500点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）→382頁			
〔1のみ抜粋〕			
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合			
(1) 前歯	282点 [306点]	333点 [312点]	333点
(2) 犬歯・小臼歯	305点 [330点]	359点 [337点]	359点
(3) 大白歯	350点 [380点]	413点 [387点]	413点
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）→382頁			
〔2の(1)・(2)のみ抜粋〕			
2 キーパー付き根面板			
（根面板の保険医療材料料（1歯につき））			
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計より算定する。			
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）			
イ 大白歯	700点 [759点]	826点 [774点]	825点
ロ 小臼歯・前歯	512点 [555点]	604点 [566点]	604点
(2) 銀合金			
イ 大白歯	38点 [同上]	40点 [38点]	同左下
ロ 小臼歯・前歯	28点 [29点]	30点 [29点]	28点
M023 バー（1個につき）→384頁			
〔1の(1)のみ抜粋〕			
1 鑄造バー			
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	1,636点 [1,773点]	1,930点 [1,808点]	1,927点

その他、以下の告示・通知・事務連絡により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- ・後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について（令和4年9月13日 保医発0913第6号）
- ・特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和4年11月30日 厚生労働省告示第342号）
- ・疑義解釈資料の送付について（その35）（令和4年12月21日 保険局医療課事務連絡）

頁	箇所	現 行	改定後
430	上から7行目	令和4年6月1日・令和4年6月7日・令和4年6月22日・令和4年7月13日・令和4年7月26日・令和4年9月5日・令和4年9月27日厚生労働省保険局医療課「事務連絡」より抜すい ※令和4年9月追補による修正後の記述	令和4年6月1日・令和4年6月7日・令和4年6月22日・令和4年7月13日・令和4年7月26日・令和4年9月5日・令和4年9月27日・ <u>令和4年12月21日</u> 厚生労働省保険局医療課「事務連絡」より抜すい
442	左段上から14行目後	※以下を追加する。 ○咬合圧検査 (問) 区分番号「D011-3咬合圧検査」の施設基準通知において、「当該保険医療機関内に歯科用咬合力計を備えていること。」とあるが、具体的にどのようなものがあるか。 (令4.12.21「歯科」問1) (答) 「口腔機能低下症に関する基本的な考え方」（令和4年12月日本歯科医学会）を参照すること。	
489	右段上から3行目	(平20.3.5 厚生労働省告示第61号) (最終改正；令4.3.4 厚生労働省告示第68号)	(平20.3.5 厚生労働省告示第61号) (最終改正；令4.11.30 厚生労働省告示第342号)
491	左段上から16行目	034 人工顎関節用材料 1,110,000円	034 人工顎関節用材料 1,110,000円 035 <u>デンブンプン由来吸収性局所止血材</u> (1) <u>標準型</u> 1g当たり 12,700円 (2) <u>織布型</u> 1cm ² 当たり 48円
876	右段「02」の「内容」欄下から1行目	給付化することが困難な場合を除く。)	給付化することが困難な場合を除く。) ③ <u>後期高齢者医療特定疾病療養受療証を提示又は後期高齢者医療特定疾病療養受療証情報を提供した患者であって、特記事項「41」に該当する患者の入院外分の負担額が、高齢者医療確保法施行令第15条第6項に規定する金額以下である場合</u>